

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	10	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	18-3	不利益処分の種類	貯蔵所に対する修理等の命令	
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (貯蔵所) 第18条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が第十六条第二項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 3 <u>都道府県知事は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置、構造及び設備が第十六条第二項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</u>						
[参考条文] (1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第53号) 第21条~第23条、第26条 (2) 液化石油ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第52号) 第22条~第24条、第27条 (3) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和50年8月1日通商産業省告示第291号) (4) 高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56年10月26日通商産業省告示第515号)						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定